

平成 2 8 年 2 月

さつま町議会臨時会会議録

平成 2 8 年 2 月 1 2 日 開会

さつま町議会

平成28年2月さつま町議会臨時会審議結果

平成28年2月12日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
1	専決処分の承認を求めることについて(平成27年専決第6号) (さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について)	H28. 2. 12	H28. 2. 12	承認	—
2	平成27年度さつま町一般会計補正予算(第7号)	〃	〃	原案可決	—
3	平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	原案可決	—
報告 1	町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について(専決第1号)	〃	〃	報告済	—

平成28年2月さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成28年2月12日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（15名）

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
4番	桑園 憲一 議員	5番	森山 大 議員
6番	東 哲雄 議員	7番	岩元 涼一 議員
8番	新改 幸一 議員	9番	木下 賢治 議員
10番	川口 憲男 議員	11番	米丸 文武 議員
12番	新改 秀作 議員	13番	岸良 光廣 議員
14番	上久保 澄雄 議員	15番	柏木 幸平 議員
16番	舟倉 武則 議員		

欠席議員（1名）

3番 宮之脇 尚美 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	中間博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎幹男 君
議事係主査	神園大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高政勝 君	副町長	紺屋一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課長	崎野裕二 君
企画財政課長	押川吉伸 君	財産管理課長	小永田 浩 君
税 務 課 長	丸田 忠 君	福祉課長	鍛冶屋 勇二 君
健康増進課長	四位良和 君	農政課長	上野俊市 君
担い手育成支援室長	村山茂樹 君	商工観光課長	羽有郁夫 君
消 防 長	若松良尚 君	教育総務課長	角 茂樹 君
学校教育課長	佐々木好彦 君	学校給食センター所長	中島敏男 君
社会教育課長	中窪啓二 君	鶴田支所長	本田孝市 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年専決第 6 号）
（さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について）
- 第 4 議案第 2 号 平成 27 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 5 議案第 3 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 報告第 1 号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第 1 号）

△開 会 午前 9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成28年2月さつま町議会臨時会を開会します。

3番、宮之脇 尚美議員から本日の会議に欠席する旨、また、教育委員会委員長から本臨時会に欠席する旨届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、森山大議員及び6番、東哲雄議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年専決第6号）（さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年専決第6号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。それでは「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めようとするものであります。内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（丸田 忠君）

「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年専決第6号）」は、承認されました。

△日程第4「議案第2号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」△日程第5「議案第3号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次に、日程第4「議案第2号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」及び日程第5「議案第3号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の議案2件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第2号及び議案第3号の議案2件につきまして、提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第2号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。今回の補正は、学校管理費に要する経費及び保健体育施設費、農産園芸振興費、担い手育成費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,199万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億4,145万6千円とするものであります。

次に、「議案第3号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、保険給付費に要する経費を補正しようとするものでありますが、歳入歳出予算の総額の増減はございません。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第2号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第3号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、順番に質疑を行います。まず、議案第2号に対する質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

確認ですけど、健康ふれあい施設とそれから公民館等に消火器が、健康ふれあい施設が17本ですか、それと公民館等に7本、屋地の楽習館に1本ということになっておりますが、かなり本数が多いんですけど、これ、先ほどは耐用年数が過ぎてちゅうことだったんですけど、本来消火器等は耐用年数はもともと記載するようになってますんで、これ、年度内にこういう交換が出来るのであれば、3月の当初予算で出すべき予算じゃないのかなと思うんですけど、ただ、そこで当初で交換時期がはっきりしていなかったのかあるいは急遽交換しなければならなかったものなのかそこ辺をちょっと教えてください。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

消火器の交換の関係でございますけれども、今ありましたように耐用年数というものがきちっと決まっておりますけれども確認不足等もございまして、当初予算で計上がされておりましたので、3月のこの段階で交換という形にさせていただいたところでございます。本来ならば当初の段階で計上すべきものであったと思いますけれども、その時期を明確に把握していなかった部分もございまして今回の補正となったところでございます。

以上です。

○岸良 光廣議員

理由はわかりました。ただし、そういう公の施設等については、消火器等については消火器本体ですけど、消火器の上部の方に使用期間とかその辺を明記するようになっていっていると思うんです。それが確認ができなかったということであれば、管理がなされていなかったというふうに受け止めるしかないんですが、今後はそういうことがないようにきちっと管理していただいて当初予算で上げるべき予算だと思いますんで、その辺は十分今後は注意していただきたいと願います。

○新改 幸一議員

1点だけお尋ねしますが、11ページ、農産園芸振興費のお茶の関係の茶の改良支援、それから茶の新植支援、3件分ということで説明はされているわけですが、この3件分の面積等がわかっておれば教えていただきたいと思います。それと時代の流れもあると思うんですけど、昔からこの地域はお茶の品種については「やぶきた」ちゅうのが相当な人気といいますか荒茶の値段等は相当このいい取引もされておったわけですが、その後「やまとみどり」という品種やいろいろ時代の流れできているわけですが、この新植支援に対する、もちろん面積もですが、今、品種的にはどういう品種が人気があって、そういう新植をされていらっしゃるものか。そこ辺りがわかっておれば教えていただきたいと思います。

○農政課長（上野 俊市君）

お茶の関係のご質問でございますが、面積の関係等につきましては、改植が8,460平米それから新植の方が8,520平米、合計の1万6,980平米を今回計画いたしているところでございます。それから改植にあたりましての品種の関係等でございますが、今、議員の方からございましたように当地域につきましては「やぶきた」の方がこれまで多かったわけなんですけれども、今般の市場の取引の価格それから好みと申しましうか、そういうことから今回の改植にあたりましては「さえみどり」に改植するという部分が増えてきているところでございます。その外、新しく「さえあかり」というのに取り組まれるところもあるようでございます。この「さえあかり」の関係等については、約7,000平米程度が予定されているところでございます。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにないですか。

○木下 賢治議員

ただいまの質問に関連ですけれども、優良品種への改植ということ、そういう方針で茶経営を方向付けられている農家の行動だろうとは思いますが、私も県内に同級生の茶農家がたくさんいるわけですが、その中で聞いた情報ですけれども近年の茶生産農家の経営状態の中で、たいへん厳しいものがある中で、桑茶とか、はと麦茶とか、そういうものの乾燥調製を含めた経営に転換される向きがあるわけですが、やっぱり本当に茶農家の今後のそういう経営等の指導に当たって、そこ辺を含めた町の茶生産組合のそういう指導面でのそういう話し合いちゅうか研修的なそういう事業は展開されてないものか。

○農政課長（上野 俊市君）

今ございましたように、非常にこの茶の生産関係等については非常に厳しい状況が続いているところでございまして、そういう状況の中で生産協会の中でもいろんな協議もなされてきているところでございます。ご質問にありましたように中には桑茶の取り組みも始められたところもございまして、今後につきましてはそういう多角的な生産といいましょうかそういうのも含めて、今後検討すべきものということで、我々行政とそれからそういう生産協会とも一体となってここあたりについては今後も進めていきたいといたしているところでございます。

以上です。

○米丸 文武議員

6款の……

○議長（舟倉 武則議員）

米丸議員、マイクを近づけて。

○米丸 文武議員

はい。6款9目の担い手育成費でございますが、この中で中間管理事業費で151万3,000円計上されておりますけれども、この農地集積ですとかこういう関係を本当に今後必要で、進めんにやいかんということで、増えていっているのはその成果が上がっているんだらうと思うんですが、今現在の状況としては、どのような状況になっているのかちょっとご説明をお願いしたいというふうに思います。

次に、9款1項3目の消防施設費のタンク車高圧噴霧装置となっておりますが、どのような装置なのか。これについてのご説明をお願いしたいと思うんですが。

○担い手育成支援室長（村山 茂樹君）

今回、中間管理事業につきまして補正をお願いしたところでございますが、12月に農地中間管理事業として上げましたけれども、7地区で進めて参りましたけれども、船木地区が当初2地区で考えておりましたところが、もう1地区でいいんじゃないかということで、6地区にまとまったところでございます。地域集積協力金のところが12月では123.8ヘクタール計画しておりましたけれども実績見込みとしまして、111ヘクタール程度と若干面積が減ったところでございます。経営転換協力金につきましては、逆に21名予定しておりましたが、今回の中間管理事業を進める段階でもうリタイヤするという方が現れまして、一応25名の分になりましたので、その分を増額したところでございます。同様に耕作者集積協力金につきましても農地中間管理事業を進めている段階で隣接するところに認定農家が入られたりしたものですから、11名当初上げましたけれども最終見込みとして72名の307万6,000円を追加で上げたところでございます。以上でございます。

○消防長（若松 良尚君）

ただいま高圧噴霧装置についてということでありますけれども、これにつきましてはタンク車の方に高圧リール式の噴霧装置でありまして、主に山林用に使用するタンク車に積載している分でございます。

○米丸 文武議員

担い手育成費の関係でございますけれども、これについては本当に今後の農業の後継者の問題ですとか農地集積の問題で大きな問題だというふうに捉えているわけでございますが、今の説明を聞きますとなかなか実質的にはそういうふうに増加が見られないような説明のようでございますけれども、これの今の皆さん方が取り組んでいかれる中で、地域における問題点というのを感じておられるところはどこであるというふうに思っておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思うんです。

○担い手育成支援室長（村山 茂樹君）

今のこの農地集積につきましては、やはり認定農家も高齢化しておりますので、今、今年まではA to Aということで、今まで自分が借りていたところも農地中間管理事業としてもう一回同じ人が借れるようなことができたんですけれども、28年度以降はそれが認められなくなるような状況にございまして、今後は農地中間管理事業についても推進するのが大変苦慮するのではないのかなというふうに思っているところでございます。ですので、やはり一番問題は農家を含めて高齢化が進みますので、それとやはり遊休農地が増えていくのが懸念されますから、これからやはり農地中間管理事業を推進して認定農家等への農地の集積を図っていくという考えでございます。以上でございます。

○川口 憲男議員

補正予算のあり方について企画財政課長の方にちょっと確認を取りたいと思います。先ほど岸良議員からもありましたように、この消火器の問題、確認不足で今回補正するということでしたけれども、ここに出てる補正予算の内容を見えますと庁舎管理費の中で体外式除細動器AEDですね、これを更新を5台、それから先ほど出ました健康ふれあい施設のところの消火器17本、それと物産観光費小型船舶用救命胴衣100着分これも更新のものが出ております。それとその他もろもろ、当初で各課から申請がこないのかあるいは先ほど消火器の問題で確認不足で今回上げるんだということがありましたけれども、こういうのは災害とか緊急用に必要な事項であると思っておりますが、こういうところはどういうふうにして、この最終補正を待つて組まれるのか。やっぱりこういうのは対人命に係るところですから、もう少し迅速にそこあたりをちょっと担当

課にも指導をなされるべきだと思うんですけど、申請の内容がどうなっているのか判りませんけれども私が感じるところじゃ岸良議員がいったように当初予算で上げられるもの等の区別はすべきだと思います。

それともう1点、これは町長の方のお答えをもらえたら幸いですが、水道洩れ、鉄道記念館の宮之城鉄道記念館トイレ手洗い修繕、それから宗功寺公園トイレ水漏れ修繕、当然、今月始めですかね、今度の寒波による水道管の破裂あるいはそういうので水漏れということがあるんですが、金額にしまして12万、町長、こういうのはもう今まで補正を出して議会を通して議会の承諾を得てから仕事に掛かるということじゃなくして、金額的にも町長で判断できる専決処分ができるような金額だと思うんですが、いち早くやっぱし場所も場所ですからいち早く修繕をして専決処分をされるような方向性が取れないものなのか。その2点をちょっとお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かにですね、今回の大雪の関係、凍結によってこういった修繕が発生したところでございまして、これについては応急措置をしてあると思うんですけども、やはり今回の補正の中にですね正式に上げて修理をさしていただきたいということでもあります。やり方としてはおっしゃるとおり緊急を要する災害については専決処分という方法もありますし、場合によっては予備費もありますのでそのような執行のやり方もできるわけでもありますけれども、こうして時期的にほかのものとそれぞれいっしょに計上をして審議をいただくということで今回は計上をさせていただいたわけでもあります。特段、支障があるという現状ではなかったものですからそのように対応をさせていただいたところであります。

それから、補正予算に相当備品購入とかいろいろ出ておりますけれども、消防署の方からいろいろ耐用年数の関係もご指摘もあるようでありますから、28年度の当初予算の中で上げて要求がきたもののがかなりあるものですからそれについてはやはり先ほどありますとおり早く処理した方が、人命に関わるということもありますので最終補正で相当減額がありますし、そういった財源も確保できるということでもあります。当初予算の場合はなかなか財源の見通しというのがまだ立っていない状況でありますからこういった備品等については、もう繰り上げて補正予算の中で処置をしていった方が、よりそういう火急的な備品については対応ができるかというふうに今回2月の補正でお願いをいたしているところであります。

○川口 憲男議員

今の答弁の事情は承知しております。当初予算でも上がってきているのかということも私も企画財政課長の方に確認をしたかったんですけども、やっぱし必要性というか、この例えばですね、物産観光費の救命胴衣の100着分を予算の関係やらいろんなのがあってという町長の答弁ですからさほど突っ込みはいたしませんけれども、ですけれども物産観光費の内容を見ますとホテル舟とかドラゴンボートに使用ということなんですけれども、28年度当初で行われておっても5月あるいは8月に行われるものに対して、100着といたら今までおそらくよそから借りてきている分もあったと思うんですけどもそれを含めて新規でされるような考え方だろうかなあとふと考えたことなんですけれど100着といたら大きいんですよ。やっぱしそういうもしもの災害が起きた時の起きる前の手立てというのは私はすべきだと思います。そういった意味で当初予算に計上されとって、町長の申された予算的な計上の内容を見たときに補正に回して予算を組むという考え方だったのかということで企画財政課長に聞いたんですけど、企画財政課長、そこあたりはどうですか。

○町長（日高 政勝君）

今申し上げましたとおり、28年度の当初予算として更新をすべきであろうと、いわゆる老朽

化しているというようなことでありましたので、それを引き寄せて２７年度で早く準備をしていた方がいいだろうということで措置をしたわけであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにないですか。

○岸良 光廣議員

ちょっと確認ですけど、ちくりん館のエアコン修理で３５万上がってるんですけど、まずひとつは、ちくりん館は結構大きいですからエアコン等もかなり大型のやつだと思うんですが、まず１点目は、動力の２００の電源を主とするエアコンなのかもしくはGPS、ガス関係を使うエアコンなのかそこが１点とそれから実際今のそのエアコンを修理するのも含めて全てですけども実際今年何年ぐらい経っているのかまずそこ２点だけ教えてください。

○農政課長（上野 俊市君）

ちくりん館のエアコンの関係ですが、場所はパン工場の施設内のエアコンでございまして、ガス充填をする仕組みのものでございまして、あそこの動力については２００であります。このちくりん館については建設時からですので、ちょっと正確には申し上げられませんが平成６年か５年かだったと思いますけれども、それからずっとこのようございます。正確な年度はちょっと申し上げられませんがそのような時期だと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

岸良議員、四回目ですので簡潔にお願いします。

○岸良 光廣議員

はい。今の説明であれば、約２０年ぐらい経っている設備になるんですよね。ということはもう耐用年数が来ている時期になると思うんですよ。修理も大事なんですけど、使えるだけ使うというのも一番大事なことであると思うんですけども、今後についてはこれはもう町長の方をお願いなんですけど、そういう公の施設等の大型エアコン等そういうものについては、入れ替え購入時には相当な額が発生すると思うんですよ。だからちくりん館等を含めて今稼働をしているそういうエアコン等が実際どういう状況にあるのか。これはもう今後のためにも早急に調査すべきだと思う。特に家庭用のエアコンでも２０年前といいますと電力消費やいろんなもので実際製造ストップになっている設備等もあると思うんですよ。だからその辺も早急に調査されるべきと考えますのでその辺を要請しておきます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありますか。

○平八重 光輝議員

さつまの特産品直売所でLEDに取り替えるということで、今、時の流れでLED化というのはもうされて当然でありますけれども、政府の方ももう白熱球は使うなと。蛍光灯もこれから新しく付ける分についてはもうLEDを使ってくださいと。商品ちゅうか製品の長寿命化あるいは電力消費量が非常に少なくて済みますよということで進めておるんですが、鶴田の体育館、こちらの方にハロゲンを使っていて、またハロゲンに取り替えるというふうな説明がありましたけれども、現在LEDでも効用出力といいますか明るいのができておりますが、金額的にちょっと高いのかどうかわかりませんが、この辺の検討はされなかったものかどうか。金額的にあるいは効率的に合わなければ取り替えることもできませんけれども、検討はされなかったものかどうかお尋ねと。もう一つ町が管理するいろんな施設の中で蛍光灯をたくさん使っております。通常の維持管理の中で蛍光灯の取り替えというのも結構出て来ておるようですが、簡単な工事で今LEDに取り替えることもできるんですが、一度に全部LED化といいますと相当な金額

が掛かりますから、古くなったものから徐々にそのＬＥＤ化をされるお考えはないものか。今後のお考えについてお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

ＬＥＤについては、非常にこの長い目でいきますと非常にこのコストが安くなるということになっておりますので、これは計画的にこの公共施設かなりのものがございますので、一挙には進まないわけでありまして初期投資としてかなりの高いものがありますので、この辺は計画的に、やっぱり年次的に財政の範囲を考えながら切り替えていくというのがやっぱり基本的な考えを持っておるところでありますので、今後、そういった公共施設の多いところから整備を進めていきたいと思っております。

○平八重 光輝議員

もう一つお尋ねしました鶴田の施設の関係は、検討はされたものかどうか。されなければしてないとそれだけでもよろしいですけど。もし検討されていて検討の結果があればどうあったのかお尋ねしております。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

鶴田の体育館のハロゲン灯の件ですが、今回お願いしたのは鶴田の体育館につきましては電動で降りてくる施設でございます。それで今議員から指摘がありましたようにＬＥＤ化の件につきましても業者との打ち合せをしたんですが、土台自体を、今付いている基をまた替えないとＬＥＤ化はできないちゅうことで、今そのまま電球だけをＬＥＤに替える工事といいますか作業は今のところは無理だというようなことで、そうなった場合金額的にも高くなるということで今回は電球だけをお願いしたということでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第３号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案２件は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案２件は委員会付託を省略することに決定しました。これから順番に討論、採決を行います。

まず、議案第２号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２号 平成２７年度さつま町一般会計補正予算(第７号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長（舟倉 武則議員）

次は、議案第３号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３号 平成２７年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第６「報告第１号 町長の専決事項の指定に基づく 専決処分の報告について（専決第１号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第６「報告第１号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第１号）」について、内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第１号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について」であります。これは、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更及び同組合規約の変更についてでございます。地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく町長の専決事項の指定の定めるところにより専決処分をいたしたものでありまして、同条第２項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますのでよろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「報告第１号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について」説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

ないようですので、これで報告第１号を終わります。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じ、平成２８年２月さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会時刻 午前１０時１５分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 森 山 大

さつま町議会議員 東 哲 雄

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員